

## 左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、左京区の「食」に関するもの・ことの継承及び「食」を通じた区北部地域の活性化を目的とする。

(事業)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業の開催に必要な企画に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 事業の運営に関すること。
- (4) 事業の予算及び決算に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 左京区の食文化に関わる者
- (2) 学識経験者
- (3) 左京区長

(役員・役割)

第5条 委員会には次の役員を置く。

- |      |    |
|------|----|
| 会長   | 1名 |
| 副会長  | 1名 |
| 会計監査 | 2名 |

- 2 会長は、委員の互選によるものとし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 会計監査は、左京区長及び委員の互選によるものとし、委員会の会計を監査する。

(役員任期)

- 第6条 役員任期は、1年とし、毎年度3月31日までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者の残存期間とする。
  - 3 役員は任期を終了しても、後任役員が就任するまでその職務を引き続き行うものとする。

(会議の成立及び議決)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長及びその職務を代行する者が在任しないときの委員会は、左京区長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席した委員の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会議に出席できない委員は、書面をもって表決し、または他の委員にその権限を委任すること、もしくはその所属する団体の者を代理出席させ、その権限を委任することができる。この場合において、前項の適用については、出席したものとみなす。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により、委員の意見を求めることにより、会議の決議に代えることができる。この場合、第2項の規定は、これを準用する。

(作業部会)

第8条 第3条の事業の円滑な推進を図るため、会長は委員会に作業部会を設置することができる。

2 作業部会には部会長を置く。

3 部会長は、委員の互選によるものとし、作業部会を代表し、会務を総理する。

4 作業部会は部会長が招集する。ただし、部会長が在任しないときの作業部会は、会長が招集する。

(会計)

第9条 委員会が行う事業に必要な経費は、京都市からの補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 会計に関する規定は、別にこれを定める。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を、左京区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別途会長が定める。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

1. この規約は、平成27年9月4日から施行する。

附則

1. この規約は、平成31年4月1日から施行する。